

IV 申請書等の記入方法について

申請書への記入は、黒のペン又はボールペン（タイプ等も可）を使用してください。
記載例（P112～）と併せてご覧ください。

① 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（20001帳票）

「申請者欄」

申請時の所在地、商号名称を記載し（ゴム印も可）押印します。

代理で申請を行う者がいる場合は、「申請者」の欄に「代理人 住所 氏名」を併記し、押印してください。

代理で申請書又は財務書類等を作成した者がいる場合は、その者の氏名も併記し、押印して下さい。この場合は、作成に係る委任状（写し可、任意様式）を添付して下さい。

行政書士が代理申請する場合は、青森県行政書士会指定の委任状を添付してください。（「青森県建設業ポータルサイト」－「経営事項審査」内の「行政書士による代理申請について」を参照してください。ご不明な点は青森県行政書士会にお問い合わせください。）

なお、行政書士でない者（行政書士会に加入していない公認会計士・税理士・行政書士の補助者または商工会等が該当）が業として書類の作成、提出を行うことは、行政書士法に違反する行為であり、罰則の対象となります。

項番 0 2 「申請時の許可番号」

現在2以上の建設業の許可を受けている場合で、許可を受けた年月日が複数ある場合は、そのうち最も古いものを記入します。

許可年月日は有効期間の始まりの日を記入します。

青森県知事許可業者は知事コードに「02」を記入します。

項番 0 3 「前回の申請時の許可番号」

前回の申請時の許可番号と今回申請の許可番号が異なっている場合にのみ記入します。通常は空欄です。

項番 0 4 「審査基準日」

審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了日（いわゆる直前の決算日）を記入します。

項番 0 5 「申請時の区分」

コード	申請書の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

項番 0 6 「処理の区分」

左欄は、次の表の分類に従い該当するコードを記入します。

コード	処理の種類
00	12ヵ月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6ヵ月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成27年10月1日から平成28年3月31日までの事業年度について申請する場合

02	商業登記法の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12ヶ月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1)合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成27年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で平成28年3月31日に終了した事業年度について申請する場合 (例2)申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成27年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成27年12月31日に終了した事業年度について申請する場合 (例3)個人事業者の事業承継や法人化を行った場合
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例)平成27年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成28年3月31日に終了した最初の事業年度について申請する場合
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度終了の日より前の日に申請する場合 (例)平成27年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(平成28年3月31日)より前の日(平成27年11月1日)に申請する場合

右欄は通常は空欄ですが、次の分類のいずれかに該当する場合は、この分類に従い、該当するコードを記入します。

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続き開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請するとき
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請するとき
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請するとき
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度終了の日より前の日に申請するとき
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

項番 **07** 「資本金額又は出資総額」

申請者が法人の場合にのみ記入します。株式会社の場合は資本金額を、それ以外の法人の場合は出資総額を記入します。個人の場合は必ず空欄にしてください。

項番 **08** 「商号又は名称のフリガナ」

カタカナで記入し、濁音又は半濁音を表す文字については **ギ** 又は **バ** のように1文字として記入します。法人の種類を表す文字（株(有)など）のフリガナは記入しません。

項番 **09** 「商号又は名称」

法人の種類を表す文字については、次の表の略号を用います。

例： **(株)青森建設**

種類	略号	種類	略号
株式会社	(株)	合同会社	(合)
特例有限会社	(有)	協同組合	(同)
合名会社	(名)	協業組合	(業)
合資会社	(資)	企業組合	(企)

項番 **10** 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」

カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し濁音又は半濁音を表す文字については **ギ** 又は **バ** のように1文字として記入します。例：**ギ ジ ユ ツ □ □ □ □ □ □ □ □**

項番 **11** 「代表者又は個人の氏名」

申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、姓と名の間を1カラム空けて記入します。例：**技術 □ □ □ □ □ □ □ □**

項番 **12** 「主たる営業所の所在地市区町村コード」

コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名
02201	青森市	02321	鱒ヶ沢町	02411	六ヶ所村
02202	弘前市	02323	深浦町	02412	おいらせ町
02203	八戸市	02343	西目屋村	02423	大間町
02204	黒石市	02361	藤崎町	02424	東通村
02205	五所川原市	02362	大鰐町	02425	風間浦村
02206	十和田市	02367	田舎館村	02426	佐井村
02207	三沢市	02381	板柳町	02441	三戸町
02208	むつ市	02384	鶴田町	02442	五戸町
02209	つがる市	02387	中泊町	02443	田子町
02210	平川市	02401	野辺地町	02445	南部町
02301	平内町	02402	七戸町	02446	階上町
02303	今別町	02405	六戸町	02450	新郷村
02304	蓬田村	02406	横浜町		
02307	外ヶ浜町	02408	東北町		

(H20.4.1現在)

項番 **13** 「主たる営業所の所在地」

上記の項番12で記入した市区町村コードによって表される 市町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については— (ハイフン) を用いて記入します。例：**長島 1 - 1 - 1**

項番 **15** 「許可を受けている建設業」

申請（又は請求）時に許可を受けている建設業について、一般は「1」、特定は「2」を記入します。（審査基準日時点ではありません。）

項番 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」

評価を受ける業種に「9」を記入します。総合評定値のみ請求する場合は、経営規模等評価の結果の通知を受けたものの中から、今回請求する業種を選択し記入します。

項番 1 7 「自己資本額」

審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額（貸借対照表における純資産合計の額）又は基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入します。

「審査対象」のカラムには、基準決算は「1」を、2期平均は「2」を記入します。

平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び基準決算の前期決算における自己資本の額をそれぞれ記入します。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てます。

数字にマイナスが生じた場合は数字の前に「⊖」を記入します。

※決算期変更がある場合は以下のようになります。

【例1】平成27年3月31日決算から平成27年6月30日に変更（基準決算の場合）
基準決算…平成27年4月1日～平成27年6月30日
における自己資本の額を記入する。

【例2】平成27年3月31日決算から平成27年6月30日に変更（2期平均の場合）
基準決算 …平成27年4月1日～平成27年6月30日
基準決算の前期決算…平成26年4月1日～平成27年3月31日
における自己資本の額を記入し、平均を算出する。

項番 1 8 「利益額（2期平均）」

審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入します。

表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における「営業利益の額」及び「減価償却実施額」をそれぞれ記入します。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示します。

数字にマイナスが生じた場合は数字の前に「⊖」を記入します。

※決算期変更がある場合・・・工事種類別完成工事高の計算例（P116～）と考え方は同じですので、計算例を参考にしてください。

項番 1 9 「技術職員数」

審査基準日における技術職員の数を記入し、別紙二技術職員名簿（20005帳票）で記入した技術職員の人数の合計と一致させて下さい。

技術職員は、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ雇用期間を特に限定することなく、常時雇用されている建設業に従事する職員及び常勤の役員（個人の場合は事業主）で、一定の資格又は要件を満たしたものが認められます。

例えば給料が日給の場合でも雇用期間に限定がなく、月20日程度、1年を通して勤務する者の数を記入します。

※アルバイト、パート、契約社員、法人の役員の監査役及び会計参与は認められません。（本手引きのP12及びP97も併せてご覧ください。）

② 工事種類別完成工事高（20002帳票）

【完成工事高の記載に関する留意点】

- ・完成工事高は消費税抜きで記入します。（免税業者は消費税込みで記入。）
- ・千円未満の端数を切り捨てて記載して下さい。
- ・評価を受ける業種に実績がない場合でも、空欄にせず、必ず「0」を記入してください

- ・その他の工事に実績がない場合でも、空欄にせず、必ず「0」を記入してください。
- ・一つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を、2以上の種類に分割又は重複計上することはできません。
- ・許可を受けている業種のうち、経営事項審査の申請を行わない業種の完成工事高を申請業種の完成工事高に含める方法（いわゆる「積み上げ」）につきましては、P36をご参照ください。

・除雪、草刈、剪定、点検等の業務委託、建売住宅の販売及び自社建物の建設等は建設工事に該当しないため、完成工事高には計上できません。

- ・一つの契約が建設工事にあたるのか業務委託契約にあたるのかをもって判断し、業務委託契約の中に建設工事部分があってもその部分は計上できません。

(例) ○○公園管理業務委託 1,000 万円(内訳：草刈作業等業務委託 900 万円、植栽工事 100 万円)
→業務委託契約として締結しているので、100 万円の建設工事部分は計上できません。

項番 **3** **1** 「事業年度」

工事種類別完成工事高は、直前2年の平均完成工事高又は直前3年の平均完成工事高のいずれかを選択できます。計算基準の区分のカラム内に対応するコード（1又は2）を必ず記入します。

6カ月決算、決算日変更等により12カ月に満たない場合は、その不足月数を当該決算の前期の決算から算入して12カ月に換算します。

項番 **3** **2** 「業種コード」

評価を受ける業種について、次のコード表により必ず記入します。

なお、下記の3業種を申請する場合は、それぞれに対応する内訳の工事を記入します。その場合、完成工事高もしくは元請完成工事高が「0」であっても、必ずペアで記入します。

土木一式工事 (010)	→プレストレストコンクリート工事 (011)
とび・土工・コンクリート工事 (050)	→法面処理工事 (051)
鋼構造物工事 (110)	→鋼橋上部工事 (111)

また、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工工事業又は解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」についても記載してください。その際、「完成工事高」の欄にはとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の完成工事に係る請負代金の額の合計を記載してください。元請完成工事高の欄についても同様です。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイルれんがブロック工事業	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事	300	とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）

「工事種類別完成工事高」

項番 3 1 で記入した各審査対象事業年度毎の工事種類別完成工事高を記入します。

ただし、3年平均を選択した場合は、審査対象事業年度の直前2年の工事種類別完工高の合計を2で除した数値を記入します。

不足月数に対応する完成工事高は、当該決算の前期の決算の完成工事高を月数で按分して算入し、その処理によってズレが生じる部分はそれぞれ按分して調整して下さい。

「完成工事高計算表」の欄は項番 3 1 で記入した各審査対象事業年度毎の完成工事高を記入します。按分した場合は余白や別紙により計算方法を明確に記載して下さい。

なお、もっとも古い事業年度の完成工事高については次式によります。

【最も古い事業年度の完成工事高×（24か月又は36か月－他の事業年度に含まれる月数）÷最も古い事業年度に含まれる月数】

「元請完成工事高」

完工高のうち、元請完成工事高について記入します。

項番 3 3 「その他の工事」

審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高を記入します。

また、工事種類別完成工事高用紙が複数枚になる場合は、最終ページの「その他の工事」のカラムにのみ金額を記入します。

なお、その他の工事に係る実績がない場合にも、カラムに「0」を必ず記入します。

項番 3 4 「合計」

項番 3 2 及び項番 3 3 に記入した完成工事高の合計を記入します。

ただし、項番 3 2 の「プレストレストコンクリート工事」、「法面処理工事」及び「鋼橋上部工事」に係る完成工事高については、それぞれ「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」及び「鋼構造物工事」に係る完成工事高の内書きであるため、合計の計算から

除外されます。

工事種別完成工事高の用紙が複数枚になる場合は、最終ページの「合計」のカラムにのみ金額を記入します。

審査する工事の種類が4種類を越える場合は、2枚以上の本用紙を使用して下さい。（2枚目からはコピー可）

また、用紙ごとに契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入して下さい。

③ 技術職員名簿（20005帳票）

この名簿は、審査基準日以前に6か月を超える恒常的雇用関係がある技術職員（建設業法施行規則第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者）全員について記入して下さい。

なお、一人の技術職員につき、技術職員として申請できる建設業の種類は2つ以内です。

項番 **6** **2** 「頁数」

技術職員名簿の枚数を通し番号で必ず記入します。

項番 **6** **3** 「業種コード」

技術職員の数の算出において、対象とする建設業の種類を下記から 2つ以内 で選び該当するコードを記入します。

なお、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工事業又は解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、必ず、とび・土工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」を、解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」を、とび・土工事業及び解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」を、それぞれ記入します。この場合、「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」が記入された技術職員はとび・土工事業及びとび・土工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」が記入された技術職員は解体工事業及びとび・土工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」が記入された技術職員はとび・土工事業・解体工事業及びとび・土工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、それぞれ審査されます。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
01	土木一式工事	11	鋼構造物工事	21	熱絶縁工事
02	建築一式工事	12	鉄筋工事	22	電気通信工事
03	大工工事	13	ほ装工事	23	造園工事
04	左官工事	14	しゅんせつ工事	24	さく井工事
05	とび・土工・コンクリート工事	15	板金工事	25	建具工事
06	石工事	16	ガラス工事	26	水道施設工事
07	屋根工事	17	塗装工事	27	消防施設工事
08	電気工事	18	防水工事	28	清掃施設工事
09	管工事	19	内装仕上工事	29	解体工事
10	タイル・レンガ・ブロック工事	20	機械器具設置工事	99	とび・土工工事・解体工事（経過措置）

「有資格区分コード」

技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて、別表(2)【有資格区分コードおよび評価点】（P42～45 参照）の分類に従い該当コードを記入します。

なお、別表(2)【有資格区分コードおよび評価点】は、平成28年6月1日より申請するものについて使用できます。（それ以前に申請する場合は従前の別表を使用してください。）また、「資格区分」欄に「（附則第4条該当）」と記載のあるものについて、改正省令施行の際、現にとび・土工資格者であり、かつ解体工事業の技術者要件に関する経過措置として解体工事業の技術者としてみなされる場合に使用します。

(参考例)

- ・平成28年6月1日時点で既に1級土木施工管理技士の資格を有している場合→「11C」
- ・平成28年6月1日以降に同資格を取得した場合 →「113」
- ・平成27年度以前に同資格を取得した者が登録講習の修了又は1年以上の実務経験を有した場合 →「113」

※経過措置の詳細については、別資料「解体工事業追加に係る取扱いについて」を参照してください。

「登録基幹技能者コード」

以下のいずれかに該当する場合、資格コード「064」を記入します。

登録基幹技能者とは、以下の①または②の者を言います。

- ①建設産業において生産性の向上、品質の確保を図るため、建設現場において中核的役割を担う者で、平成20年4月1日以降に、登録基幹技能者講習を行う団体として国土交通省に登録された団体が実施する技能者講習を受講した者。
- ②平成20年3月31日以前に基幹技能者講習を受講した者で、講習修了証に記載されている実務経験を有する業種で申請があった場合。ただし、②で評価されるためには、平成20年以降に登録基幹技能者講習を行う団体として国土交通省に登録された各団体が実施する「特例講習」を受講する必要があります。

「講習受講」

建設業法第15条第2号イに該当する者が、建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は対象となります。

(以下、①～③の項目を全て満たしていることが必要です。)

該当する場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入します。

- ①建設業法第15条第2号イに該当する者であること（経営事項審査で1級国家資格者として評価される者）
- ②監理技術者資格者証の交付を受けていること。
- ③監理技術者講習（建設業法第26条4から6の規定による）を、審査基準日の直前5年以内に受講していること。

ただし、審査基準日の直前5年以内であって、平成16年2月29日以前に交付された資格者証を保有している場合、又は、平成16年2月29日以前に指定講習を受講し、平成16年3月1日以降に交付を受けた資格者証を保有している場合も、受講しているものとみなします。

なお、2級技術者及びその他技術者（大臣認定者等）が監理技術者講習終了証を保有している場合は該当しないため「2」を記入します。

「資格者証交付番号」

法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入します。

「評価点について」

技術職員に係る評価点については下記のとおりです。

1級技術者		基幹技能者	2級技術者	その他
監理技術者証保有かつ監理技術者講習受講	1級技術者であって左記以外の者			
6点	5点	3点	2点	1点

【2業種限定の考え方】

現行で評価対象となっている業種の中から任意の2つを選択できます。1つの資格で評価対象から2つ選択する方法、2つの資格からそれぞれ1つずつ選択する方法のどちらも適用されます。

(例) 技術者A (1級土木施工管理技士と1級電気工事施工管理技士を保持) と技術者B (2級造園施工管理技士を保持) の2名が在籍している場合

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	
A	1級土木	◎					◎	◎					◎		◎			◎											◎	
	1級電気								◎																					
B	2級造園																							◎						

各技術者ごとに2業種まで選択する



		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	
Aの選択(例)		◎							◎																					
Bの選択(例)																								◎						

※重複が制限されるのは、経営事項審査に係る技術力（Z点）の評価部分であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない監理技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格を持っていれば、複数の業種で監理技術者等になることができます。

なお、評価対象となる技術者を記入しなかった業種であっても、建設業許可を有し、工事の施工にあたり技術者を配置できる業種については、経営事項審査を申請することができます。

④ その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）

項番 4 1 「雇用保険加入の有無」

コード	説明
1	その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合
2	上記の届を提出していない場合
3	従業員が一人もない等のため雇用保険の適用が除外される場合。 （従業員が1人でもいるとき、あるいは週20時間以上で1年間以上の雇用が見込まれるパートタイマーがいる事業所は適用除外とはなりません）

項番 4 2 「健康保険加入の有無」

コード	説明
1	従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合
2	上記の届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合）
3	個人事業所で、かつ、従業員が4人以下であるため健康保険の適用が除外される場合。又は、年金事務所で適用除外の承認を受けて、全国建設工事業国民健康保険組合（建設国保）等に参加している場合。

【国民健康保険組合の例】全国建設工事業、建設連合、全国左官タイル塗装業、全国板金業、中央建設、全国土木建築、等

項番 4 3 「厚生年金保険加入の有無」

コード	説明
1	従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合
2	上記の届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合）
3	個人事業所で、かつ、従業員が4人以下であるため厚生年金保険の適用が除外される場合

項番 4 4 「建設業退職金共済制度加入の有無」

コード	説明
1	審査基準日において、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約（下請負人の委託等に基づきこの事務を行うことを含む。）を締結している場合
2	締結していない場合

林業退職金共済制度は対象外です。

項番 **4** **5** 「退職一時金もしくは企業年金制度導入の有無」

コード	説明
1	<p>【審査基準日において、以下のいずれかに該当している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあるか又は退職手当に関する事項についての規則が定められている場合 ・独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されている場合（中小企業退職金共済事業本部の退職金共済契約等） ・所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されている場合 ・厚生年金基金が設立されている場合 ・法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されている場合 ・確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）に規定する企業型年金が導入されている場合 ・確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されている場合
2	いずれにも該当しない場合

項番 **4** **6** 「法定外労働災害補償制度加入の有無」

コード	説明
1	<p>審査基準日において、下記団体等との間で労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を締結している場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（公財）建設業福祉共済団 ・（一社）建設業労災互助会 ・全日本火災共済協同組合連合会 ・（一社）全国労働保険事務組合連合会 ・保険会社 <p>【契約内容が次の要件を全て満たしているものが対象となります。書面に記載があるか、又は確認できる書類があるかご確認ください。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務災害と通勤災害（通勤及び退勤中の災害）のいずれも対象とすること ②直接の使用関係にある職員及び下請負人の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること ③労働者災害補償保険の傷害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付の基因となった災害のすべてを対象とすること
2	締結していない場合

※工事に係る第三者賠償責任補償保険は対象外です。（入札参加資格申請に関するものです）

項番 **4** **7** 「営業年数」

初めて建設業許可（登録）を受けてから、審査基準日までの許可（登録）を受けていた営業年数を記入します。表内の年号については不要のものを消します。

（1 2ヶ月に満たない月数は切り捨てます。許可がない営業期間は年数に含めません。）

項番 **4** **8** 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」

コード	説明
1	平成 23 年 4 月 1 日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合
2	その他の場合

項番 **4** **9** 「防災協定の締結の有無」

コード	説明
1	国・特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で防災活動に関する協定を締結している場合 申請者が所属する社団法人等が、国・特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合
2	締結していない場合

項番 **5** **0** 「営業停止処分の有無」

コード	説明
1	審査対象年において、建設業法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合
2	受けたことがない場合

※提出書類は不要です。

※営業停止開始の日ではなく、処分書が交付された日でカウントします。

項番 **5** **1** 「指示処分の有無」

コード	説明
1	審査対象年において、建設業法第28条の規定による指示を受けたことがある場合
2	受けたことがない場合

※提出書類は不要です。

項番 **5** **2** 「監査の受審状況」

コード	説明	補足
1	審査基準日において、会計監査人設置会社が、有価証券報告書又は監査報告書（無限定適正意見又は限定付き適正意見が付されているもの）を行っている場合	会計監査人とは、会社法で定められている、取締役等に並ぶ、機関（役員）の一つです。公認会計士又は監査法人のみが就任することができ、定款に定めることで設置することができます。
2	審査基準日において、会計参与設置会社において、会計参与報告書が提出されている場合	会計参与とは取締役等に並ぶ、機関（役員）の一つです。公認会計士（もしくは監査法人）または税理士（もしくは税理士法人）のみ就任することができ、定款に定めることで設置することができます。
3	審査基準日において、建設業の経理実務経験者が、所定の確認項目（P88 参照）について確認し、「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付したものを提出した場合	「経理処理の適正を確認した旨の書類」は、項番 5 3 「公認会計士等の数」に含まれる方のみが署名することができます。 二級登録経理試験合格者は署名できません。また、顧問会計士、顧問税理士など社外の者は対象となりません。
4	上記1～3以外の場合	

項番 5 3 「公認会計士等の数」及び 5 4 「二級登録経理試験合格者の数」

<公認会計士等>

以下の者の合計の数を記入します。

- ・公認会計士、会計士補・税理士及びこれらになる資格を有する者
- ・一級登録経理試験合格者
- ・旧一級建設業経理事務士（一級試験科目の全てに合格していること）

<二級登録経理試験合格者>

- ・二級登録経理試験合格者
- ・旧二級建設業経理事務士

なお、職員に含まれない者（監査役・パート等）が当該資格を保有していても、審査対象とはなりません。

項番 5 5 「研究開発費（2期平均）」

審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発の額の平均を記入します。上記項目 5 2 で、会計監査人を設置している会社のみ評価対象となりますが、**会計監査人設置会社以外の建設業者は、カラムに「0」を記入します。**

また、表内のカラムに、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発の額を記入します。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示します。

項番 5 6 「建設機械の所有及びリース台数」

（※確認資料についてはP121～のQ&Aを参照してください。）

審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表（P46参照）に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定する大型自動車のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンについて、台数の合計を記入します。

なお、締結中のリース契約が審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する場合で、引き続きリース契約を締結する、又は当該リース契約を締結している機械を取得する場合は、「建設機械のリース契約に関する申出書」（P47参照）を提出した場合に限り台数に含めることができます。

<大型自動車について>

大型ダンプ車の自動車検査証により判断します。

- ① 初度登録年月が審査基準日以前であること
 - ② 車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上
 - ③ 審査基準日が有効期間の満了する日以前であること
 - ④ 備考欄で届け出の事業の種類が「建」となっており、表示番号を取得していること
- 以上①から④までの要件を満たしている場合、評価対象となります。

<評価対象となる移動式クレーンについて>

労働安全衛生法・クレーン等安全規則に規定される製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証（P94参照）の写しが提出される場合に評価対象とします。

【移動式クレーンの例】トラッククレーン、ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）、クローラクレーン、クレーン船など

※固定式クレーンは対象外

項番 **5** **7** 「ISO9001の登録の有無」

コード	説明
1	審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）
2	受けていない場合

項番 **5** **8** 「ISO14001の登録の有無」

コード	説明
1	審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）
2	受けていない場合

項番 **5** **9** 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」

- ・「技術職員数（A）」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数（B）」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合（B/A）」の欄には「若年技術職員数（B）」の欄に記載した数値を「技術職員数（A）」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

コード	説明
1	審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合
2	該当しない場合

項番 **6** **0** 「新規若年技術職員の育成及び確保」

（※P121～のQ&Aに留意してください。）

- ・「新規若年技術職員数（C）」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合（C/A）」欄には「新規若年技術職員数（C）」の欄に記載した数値を前項「技術職員数（A）」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

コード	説明
1	審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合
2	該当しない場合

※ 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

※ 記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。